



長崎県で福祉教育を進めるための

基本方針



目次

はじめに ～方針を作成した経緯～	・・・	1
I 福祉教育のねらい	・・・	1
II 福祉教育実践のポイント	・・・	2
III 市町社協における福祉教育	・・・	3
IV ネットワークの構築と整備 様式	・・・	4 5



社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会





はじめに ～方針を作成した経緯～



長崎県では、学校、社協、社会福祉施設、企業、地域といった様々な立場の方々が福祉教育に取り組んでこられました。しかしその目的はそれぞれで異なり、高齢者や障がい者といった特定の対象者についての学びに留まっている場合も少なくありません。

そこで、長崎県社会福祉協議会（以下、県社協）では、県内において福祉教育を推進する者（以下、推進者）同士が共通の認識を持つための「基本方針」を定めました。この方針に沿って、多くの機関が連携することで、県下の福祉教育での「学び」を深めていきます。



I 福祉教育のねらい



1、福祉教育の目的

福祉教育は、「ふだんの 暮らしの しあわせ」を実現させるため、誰も排除せず、「共に生きる意識」を全ての県民に持ってもらうことが目的です。

また、地域の課題が複雑・多様化している中で、県民みなさんがそれを“我が事”^{わごと}と捉えることで、主体的な行動につながることも期待されています。



2、福祉教育の対象者と側面

福祉教育の対象は、「学校」や「地域」など幅広く、全ての県民を対象としています。具体的には、子どもたちの豊かな成長を促すための「学びの支援」と、地域住民の生涯学習を目的とした「地域福祉の推進」の、2つの側面を持っています。

ここでは、学校（特に小学校・中学校）の福祉教育にスポットを当てていますが、地域住民と連携することで、住民自身も学ぶ機会がたくさんあります。

3、学校における実践

上にも挙げたように、福祉を“^{ひとごと}他人事”として捉えるのではなく、“^{わごと}我が事”として捉えることで、子どもたちが「学習」から「行動」に移していくことがねらいです。同時に、地域の課題に目を向けることで、子どもたちは「地域の一員として自覚」を持ち始めるでしょう。

Ⅱ 福祉教育実践のポイント

まずは、次の「福祉教育実践のポイント」を踏まえながら、既存の取り組みを進めてみましょう。

1、目的を共有しよう

「福祉教育を通して参加者に何を学んでほしいのか」もしくは「みんなが福祉について考えることでどのような社会にしていきたいのか」を、子どもたちに考えてもらうことが大切です。そのために、推進者間で「目的」や「プログラムの内容」を事前に共有しておきましょう。

※別添「様式1：申込書兼実施計画書」を活用することで、目的などが共有できます。

2、地域課題を把握しよう

子どもたちが、私たちの生活に根差した課題（生の声）にふれることが重要です。そのために、地域に目を向けて、ニーズにあった学習活動を展開しましょう。それにより、子どもたちの「地域の一員」としての意識が醸成され、教育の効果が高まっていくはずです。

そのためには、推進者自身が地域の課題を把握することが不可欠です。課題が把握できれば、実施するプログラムの「ねらい」が明確になります。そしてそれは同時に、ここでの「実践者らの学びの機会」にもつながります。

3、「ともに生きる力」を育もう

福祉教育のねらいは、困っている人を特定することではありません。「他者とともに問題を解決する力」や「相互実現ができる力」を育むものだと、推進者のみなさんがしっかりと理解しておきましょう。

さらには、子どもたちが課題に直面したときに、素直に「助けて」と言える「受援力」を育む視点も大切です。

4、体験をふりかえる機会をつくろう

福祉教育では、感想文を書いて終わりではなく、「高齢者疑似体験」や「車いす」、「アイマスク体験」を通して子どもたちがその体験を“振り返る機会”が最も大切です。そのため、振り返りの機会を体験（学習）の度に、必ず設けましょう。



5、目標を設定しよう

学校での学びをこれからの地域生活にどのようにつなげていくのかを「見える化（視覚化）」することで、子どもたちが次の展開につなげられるようにサポートしましょう。

例えば、子どもたちが具体的な「目標」を書くことが、次のような行動（実践）に移す動機づけになります。推進者のみなさんは、そのような「目標」を掲げやすいプログラムを組むよう意識しましょう。

※別添「様式2：ふりかえり&実践シート」を参考にすることで、次の展開に移行しやすくなります。

【行動（実践）例】

- 学校で学んだことを家族に話す。
- 通学路の危険な場所について、友達や先生と話し合う。
- 地域の方に挨拶したり話をする。
- ボランティア活動に参加する。
- 認知症高齢者への対応などの啓発ポスターを作る。



Ⅲ 市町社協における福祉教育

市町社協は様々な地域資源とのつながりを持っており、「地域のつなぎ役」を担っています。社協職員は、下記の点にも留意して福祉教育を展開しましょう。

1、組織内での共通認識の必要性

社協では、サロン活動や見守り支援活動など、「福祉教育機能」を持つ活動が多く展開されています。そのため、福祉教育の視点や手法を担当職員だけでなく、組織内で誰もが習得すべきものとして共通認識を持ちましょう。

2、福祉教育サポーター（福祉教育に協力する人材）の養成

協力する人材が地域にすることで、その地域独自の福祉教育プログラムが開発できるかもしれません。またそれによって地域が活性化し、「福祉によるまちづくり」のさらなる進展にも繋がるでしょう。

3、学校、地域との調整（社協のコーディネート力）

常に、学校・地域の実状や、その時代にあったプログラムを展開していくことが必要です。そのためにも「学校と地域が何を求めているのか」という視点が欠かせません。

4、学校との関わり

子どもたちが抱えている課題に対して“アンテナ”を常に張りましょう。市町社協が課題に気づき、それを受け止め、福祉教育をきっかけにその課題（や関係者）に関わることで、ひいては子どもたちとその家庭の課題解決にも繋がるはずです。



Ⅳ ネットワークの構築と整備



1、協力者とプラットフォーム

「子どものため」「地域のため」「ふだんの 暮らしの しあわせのため」といった同じ志や目標を持って取り組むことで、実践の「無理・無駄・ムラ」が軽減されていくはずです。さらには、大人たちも学ぶことで、それに関わる「誰もが互いに学びあう場」となると期待できます。

このような協働を進めるために、各市町圏域において実践している関係者の「つながり」や「場（プラットフォーム）」を作ることも大切です。まずは、①プラットフォームの目的を明確にし、②関係者に呼びかけ、③現状や課題を共有する場を設定するところから始めてみましょう。

2、福祉教育推進員の役割と今後の展開

県社協では、令和3年度から学校、市町社協、社会福祉施設、企業の職員と県内の福祉教育について協議する場（県域のプラットフォーム）を設置しています。

令和4年8月には、「長崎県福祉教育推進員養成研修会」を開催し、本方針を基に福祉教育を推進してくれる人や、各市町のプラットフォームの一員として活動する人を県内で養成していきます。

そのようにして、学校、社協、地域や福祉施設等の連携・協同による福祉教育の推進を図るとともに、福祉教育担当者や実践者間のネットワーク構築・整備を続けていきます。

